

上川アイヌ文化普及啓発業務委託に関する事業仕様書

1. 事業名

上川アイヌ文化普及啓発事業

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

3. 事業概要

(1) 目的

上川アイヌ文化圏域に広がるアイヌ文化について、雑誌等で紹介するとともに、掲載した記事をパンフレット及びデータ化し、イベント等での配布やホームページへの掲載をとおして、地域住民のアイヌ文化の理解促進及び国内外へのアイヌ文化の魅力の発信を図ることを目的とする。

(2) 内容

①上川アイヌ文化特集記事の制作・掲載

・上川アイヌ文化特集記事を制作し、旅行雑誌等(日本語版、英語版)へ掲載する。

②抜き刷りパンフレット作製

・上記①に掲載した上川アイヌ文化特集記事を抜き刷り印刷し、パンフレットを作製

③特集記事データ提供

・上記①に掲載した上川アイヌ文化特集記事のデータ提供

(3) 制作条件

質の高い表現、写真、デザイン、史実確認等、正確な内容となるための調査・取材を実施すること。また、必要に応じてアイヌ文化に詳しい者に監修を受けること。

(4) 成果物

①上川アイヌ文化特集記事の制作・掲載

- ・特集記事：日本語版・英語版 各6ページ程度
- ・掲載雑誌：カラー発行
- ・発行部数：10,000部以上（日本語版・英語版共に）
- ・発行期限：令和9年1月29日

②抜き刷りパンフレット作製

- ・1,000部（カラー）
- ・サイズ及び用紙の種類等は上川町と協議し決定する。

③特集記事データ提供

- ・PDF及びJPG

(5) 納期・納入場所

- ① 納期：令和9年1月29日
- ② 納入場所：上川町役場

4. 著作権等

- ・本事業において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（上川町及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託事業により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他一切の権利は、上川町に帰属する。
- ・上川町による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。

5. 留意事項

- ・事業の実施にあたっては、上川町と十分協議のうえ実施すること
- ・事業を遂行する上で必要な資料、画像等は、受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用は受託者の負担とする。ただし、上川町において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、上川町の指示に従うこと
- ・受託者は、事業の遂行について随時報告を行うこと
- ・事業の実施にあたって、関係する法令を遵守すること。また、事業上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、上川町と協議すること